

1 神奈川県男女共同参画推進条例の一部改正について（案）

（1） 経緯

県では、男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的として、神奈川県男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）を平成14年4月に制定した。

条例について、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づき、神奈川県男女共同参画審議会での議論等を踏まえ、見直し作業を行ったところ、改正を検討する必要があるという結果であった。

そこで、県の姿勢や条例の内容を明確にするため、次のとおり改正を検討する。

（2） 主な改正の内容

ア 「ジェンダー平等」の定義規定の新設等

- 新たにジェンダー平等を目的に明記するとともに、定義として、「全ての人が、社会的又は文化的に形成された性別による格差、差別及び偏見が解消され平等である状態をいう。」を規定する。
- 第3条理念において、ジェンダー平等の実現を目指すため、条文中の主語を「男女」から「全ての人」へ修正する。

イ 全ての施策においてジェンダー平等の視点を意識する旨を追記

男女共同参画の推進に係る施策のみでなく、全ての施策において「ジェンダー主流化」に取り組む姿勢を示すため、県の責務として、全ての施策においてジェンダー平等の視点を意識することを明記する。

ウ その他所要の規定の整備

男女共同参画の推進に関し、メディアリテラシーの醸成に関する情報の具体的な内容を追記する他、用語の整理を行う。

（3） 今後のスケジュール

令和8年2月 第1回県議会定例会に条例改正議案を提出